

短期間の仮設建築物に関する取扱要領

仮設建築物を建築しようとする場合は、仮設許可ならびに建築確認が必要なものについては、建築基準法（以下、「法」といいます。）上の手続が必要となります。ただし、当該用途に供する建築物で、臨時的に設置され、設置期間が短期間であるもので、その施設を必要としなくなった後すみやかに撤去されるものについては例外的に次の１～５の取扱いによるものとします。

１．適用範囲

設置期間（報告書受理日よりその用途に供する期間を含み解体撤去まで。）が６０日未満のもので、以下の用途に供するものとします。

- 確定申告期間中の税務署の確定申告所
- 年末年始等の郵便業務の用に供する施設
- 選挙期間中における選挙事務の用に供する施設（選挙事務所）
- 甲子園野球場における春・夏の高校野球の全国大会における放送に関する施設
- その他、特定行政庁が認めるもの

２．運用

- ・法第１２条第５項の規定に基づく報告を特定行政庁に提出します。

３．必要書類

- ・法第１２条第５項報告書 正副２部（用紙は当課にあります）
- ・設置等の理由書（仮設建築物管理者の押印必要）

４．添付図書

- ・付近見取図(1/2500)、配置図、平面図、立面図

６．報告手数料

- ・なし

【参考事項】（設置期間が６０日以上の場合）

西宮市「仮設建築物許可申請の取扱要領」によります。以下抜粋。

１．運用方針

- ・法第８５条第５項の規定に基づく特定行政庁の許可及び法第６条第１項の規定に基づく建築主事の確認を必要とします。

2 . 許可申請書の必要書類

- ・許可申請書 正副 2 部
- ・許可申請理由書

3 . 許可申請書の添付図書

- ・付近見取図(1 / 2500)、配置図、平面図、立面図

4 . 設置期間

- ・許可日より選挙期間を含み解体撤去まで。

5 . 許可申請手数料

- ・西宮市手数料条例別表第 1 に定めるところによる。

6 . その他留意事項

- ・特定行政庁の許可通知後に、建築主事に確認申請書を提出してください。
- ・当該計画建築物が、法に抵触する条項がない場合（許可を受けて適用除外する条項がない場合）は、確認申請のみで許可申請を必要としません。

平成 2 4 年 1 1 月 改正

【この要領へのお問い合わせは】

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

0798-35-3704